

第5期 雲南市農業委員会第9回総会議事録

1. 日 時 平成27年3月24日(火) 13:30~15:20

2. 場 所 木次町 下熊谷交流センター 多目的ホール

3. 出席委員(35名)

1番 渡部洋一	2番 高尾茂通	3番 岡田康弘	4番 竹内 勉
5番 片寄健治	6番 日野一夫	7番 鳥谷悦雄	9番 永井尚二
10番 周藤寛洲	11番 藤原修至	12番 橋本 博	13番 松原利廣
14番 高田 耕	15番 青木征温	17番 柳原昌広	18番 白築 進
19番 白築美雄	20番 中西康一	21番 嘉本輝雄	22番 渡部満憲
23番 鶴原能也	24番 廣澤幸博	25番 錦織邦男	26番 岡田 伸
27番 持田明典	28番 川上蘆求	29番 山本裕子	30番 高島幹雄
31番 陶山直利	32番 小田久義	33番 藤原 好	34番 山本博子
35番 宇都宮敏章	36番 石橋義明	37番 加藤一郎	

4. 欠席委員(2名) 8番 高橋敬二 16番 内部武雄

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 統括主幹 女鹿田比文
副主幹 山中亜希子 副主幹 大塚雄彦

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第57号 雲南市耕作放棄地対策協議会委員の選出について
- ・議第58号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第59号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第60号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第61号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第62号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりました。 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今の出席委員は35名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第9回総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、17番柳原昌広委員、18番白築進を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。</p> <p>次に、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について ・農地等返還通知使用貸借解約の返還通知の受理について ・合意解約届出の受理について ・農地法第4条第1項第8号届出書（農業施設用地転用届）の受理について ・田畑転換届出の受理について ・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について ・会議等の予定について
議 長	<p>事務局から諸報告について説明がありましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。</p>
14番	<p>14番高田です。雲南市青年等就農計画を認定された□□さんは、どれくらいの規模でスタートされますか。</p>
事務局	<p>面積は38アールで、露地野菜としてなす、オクラ、白ねぎ、葉ねぎを計画しておられます。最終の目標は、平成31年に58アールとしておられます。</p>
議 長	<p>他に質疑はございますか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行ないます。</p> <p>「議第57号雲南市耕作対策協議会委員の選出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>議案書 8 ページをご覧ください。「議第 5 7 号雲南市耕作対策協議会委員の選出について」であります。</p>
	<p>現委員の任期は、平成 2 7 年 3 月 3 1 日までです。今度の任期は、平成 2 7 年 4 月 1 日からの 1 年間であります。現在の委員は、加藤一郎会長、石橋義明会長職務代理者、大東町が藤原修至委員、加茂町が青木征温委員、木次町が廣澤幸博委員、三刀屋町が小田久義委員、吉田町が白築進委員、掛合町が藤原好委員です。経過についてですが、会長職、会長職務代理者を除く委員は、地域農業対策委員から各町 1 名を昨年の改選時に選出いただきました。</p>
議 長	<p>ここで、先般の運営委員会でご協議をいただきましたので、運営員会副委員長よりご報告をお願いします。</p>
9 番	<p>9 番永井です。今日は委員長が休みですので代わって報告します。よろしくお願います。先般の運営委員会では議題 5 7 号の人事案件について検討しました結果、農業委員の任期期間中の委員選出については、現在の委員に留任いただき引き続きお願したいとの意見もありました。これまで、任期期間中は特別の理由がない限りは引き続きお願する形がとられているところです。先ほど事務局から現在の委員の発表がありました。皆さん方のご賛同がえられれば大変でしょうが引き続き任期いっぱいそれぞれの委員にお務めいただければということでございます。よろしくお願します。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありました。また、運営委員会副委員長からご提案がありました。</p> <p>皆さん方、留任ということよろしいですか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、「議第 5 7 号雲南市耕作対策協議会委員の選出について」は、提案のとおり留任ということで決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第 5 8 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 9 ページをご覧ください。「議第 5 8 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>申請番号 1 番、〇〇町〇〇△△-△外 1 筆、地目は登記簿・現況とも田、面積は合計 2,821 m²です。権利の種別は 3 条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「貸し付けていた農地を後継者に譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け引き続き農業経営</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>を主宰する」ということです。土地代は家族ということで無償です。確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は473㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「譲受人の希望により譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10a当り200,000円です。確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は224㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「耕作地の隣接に居住する譲受人に譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け引き続き農業経営を拡大する」ということです。土地代は従来から管理作業等手伝ってもらっていたということから無償です。確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は28㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「譲受人の要望により譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「自宅に隣接しており菜園畑として活用する」ということです。土地代は10a当り300,000円です。確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は1,030㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため、後継者に譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け引き続き農業経営を主宰する」ということです。土地代は家族ということで無償です。確認は〇〇委員です。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも田、面積は1,238㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「農地が遠方で耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん、申請事由は、「申請地を譲り受け引き続き農業経営を主宰する」ということです。土地代は10a当り242,000円です。確認は〇〇委員です。</p> <p>以上、6件については、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありました。確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>ただ今事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第46号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>「議第58号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第59号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書12ページをご覧ください。「議第59号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は合計9.90㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用の理由は、現在の墓地は自宅から少し離れており墓地への往来及び永代管理が困難であるため、申請地へ移転したいとのことです。平成27年1月22日に農用地除外の許可が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△外2筆、地目は登記簿・畑、現況・宅地、申請面積は合計302㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は宅地の</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>拡張で、宅地の拡張及び進入路を整備されます。始末書が提出されており、平成 25 年 3 月に造成し、現在まで利用してきた」とのことです。こちら平成 27 年 1 月 22 日に農用地除外の許可が出ており、確認は〇〇委員です。農地区分は、申請番号 1 番に同じと考えます。こちらにつきましては、事務局から補足説明をさせていただきます。当初の転用面積を超えて転用されていた案件でして、この超えた部分について内部委員から指摘され農地除外の申請、転用の申請をされました。</p> <p>申請番号 3 番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は 109 m²です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は車庫で、車庫 1 棟 40.32 m²を建築されます。転用理由は、「申請地に車庫を建築したい」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号 1 番に同じです。</p> <p>以上、3 件の申請についてご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありました。確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第 5 9 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認として県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第 5 9 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	次に、「議第60号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書14ページをご覧ください。「議第60号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番から3番は、同一の申請案件で、図面は32ページからご覧ください。こちらは現在も一時転用中でして、その更新の申請です。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況砂利採取、面積は152㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は砂利採取で、真砂土採取及び搬出入道路用地とされます。転用理由は、「真砂土採取及び真砂土採取に係る搬出入道路の継続使用」ということです。農用地区域外で期間は2年間、賃借料は10アール当たり77,000円です。確認は1,000㎡を超えることから、〇〇委員、□□委員です。許可条項は「農地法施行令第18条第1項第1号イの「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもの」に該当すると考えます。</p> <p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿田・現況砂利採取、面積は1509㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は砂利採取で、真砂土採取及び搬出入道路用地とされます。転用理由、農地区分、土地代、確認委員、許可条項は先ほどの1番と同じです。</p> <p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況砂利採取、面積は686㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は砂利採取で、真砂土採取及び搬出入道路用地とされます。転用理由、農地区分、土地代、確認委員、許可条項は先ほどの1番と同じです。</p> <p>以上3件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	ただ今事務局より説明がありました。確認委員で補足説明があれば説明をお願いします。
15番	15番〇〇です。3件の案件につきましては、先ほど事務局から説明があったとおりでございます。事前に△△△△の方が私と□□委員さんの方へ来られまして、一時転用で継続中であるので更新手続きをしたいということでございました。砂利採取ということになっていますが、ここはもともと田でして車の搬出入のためにここを通るという状況での一時転用をさせていただきたいとのこと。二人とも確認しましたのでご審議よろしくをお願いします。
議 長	ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。

発信者	議 事 録 要 旨
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	次に、討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	討論を終わります。
議 長	お諮りいたします。
	<p>「議第60号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認として県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第60号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	次に、「第61号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書16ページ「議第61号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明します。</p> <p>今回の案件は大東町30件、加茂町27件、木次町8件、三刀屋町21件、吉田町15件、掛合町8件の計109件申請されております。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、協議の際、「議事参与の制限」に該当する、申請番号10番、19番、32番、69番の案件がございますので、協議の際「議事参与の制限」にご配慮ください。</p> <p>概ね10分ぐらいでお願いいたしたいと思います。暫時休憩といたします。</p> <p>(休憩)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	再開します。
議 長	最初に「議事参与の制限」に係る案件である申請番号10番、19番、32番、69番を除く案件についてご審議をいただきます。
議 長	先ほど、ご協議いただいた結果を各町より発表していただきます。大東町よりお願いします。
9 番	9番永井です。大東町ですが、申請番号10番、19番を除く案件については全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
6 番	6番日野です。加茂町ですが、申請番号32番を除く案件について全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
27番	27番持田です。木次町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
28番	28番川上です。三刀屋町ですが、申請番号19番を除く案件は、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
18番	18番白築です。吉田町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
3 番	3番岡田です。掛合町ですが、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議 長	ただ今、各町から発表のとおり許可妥当ということですが、質疑はございませんか (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論なしと認めます。
議 長	お諮りいたします。 「議第61号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号10番、19番、32番、69番を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。

発信者	議 事 録 要 旨
	(無しの声あり)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって「議第61号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号10番、19番、32番、69番を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。</p>
議 長	次に、議事参与の制限に係る申請番号10番の案件についてのみ審議します。
議 長	雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、22番〇〇委員にはご退席願います。
	(〇〇委員 退席)
議 長	それでは、申請番号22番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を大東町より発表していただきます。
9 番	9番永井です。大東町ですが、申請番号23番の案件について、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議 長	ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	討論なしと認めます。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第61号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号10番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p>
	(無しの声あり)

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって「議第61号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号10番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。</p>
議 長	<p>〇〇委員にはご着席願います。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>それでは次に、議事参与の制限に係る申請番号19番の案件についてのみ審議します。</p>
議 長	<p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、20番△△委員にはご退席願います。</p> <p>(△△委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号19番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を大東町より発表していただきます。</p>
9 番	<p>9番永井です。大東町ですが、申請番号19番の案件について、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第61号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号19番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。
議 長	よって「議第61号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号19番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。
議 長	△△委員にはご着席願います。
	(△△委員 着席)
議 長	それでは次に、議事参与の制限に係る申請番号32番の案件についてのみ審議します。
議 長	雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、6番□□委員にはご退席願います。
	(□□委員 退席)
議 長	それでは、申請番号32番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を加茂町より発表させていただきます。
21番	21番嘉本です。加茂町ですが、申請番号32番の案件について、妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議 長	ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	討論なしと認めます。
議 長	お諮りいたします。
	「議第61号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号32番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ござい

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって「議第61号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号32番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。</p>
議 長	<p>□□委員にはご着席願います。</p> <p>(□□委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、議事参与の制限に係る申請番号69番の案件についてのみ審議します。</p>
議 長	<p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、19番〇〇委員にはご退席願います。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号69番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を三刀屋町より発表していただきます。</p>
28番	<p>28番川上です。三刀屋町ですが、申請番号69番の案件について、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>「議第61号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号69番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって「議第61号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号69番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することに、決定をいたしました。</p>
議 長	<p>〇〇委員にはご着席願います。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第62号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」を議題といたします。</p> <p>農林振興課より説明を求めます。</p>
農林振興課	<p>それでは、「議第62号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」を説明させていただきます。別添の農業振興地域整備計画変更理由書をご覧ください。</p> <p>本日は、除外申請ということで、大東町13件、加茂町3件、木次町13件、三刀屋町11件、吉田町2件、掛合町6件、合計48件、その内追認案件4件について説明させていただきます。一つずつ説明はしますが、墓地、合併浄化槽に係る案件につきましては時間の都合上詳しい説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>まず大東町ですが、資料6ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、地目は畑、面積は154㎡で駐車場及び庭の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は12、13ページです。</p> <p>次に整理番号2番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、△△-△、地目は畑、面積は25㎡、40㎡で宅地の拡張の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は14、15ページです。この案件は、現在の宅地に隣接している申請地を庭として利用したいとのこと。この案件は既に宅地の拡張がしてある案件であり追認で処理させていただきます。</p> <p>次に整理番号3番、事業計画者は□□□□さん、申請地は大東下分〇〇△△-△、△△-△、地目は田、畑、面積は538㎡、60㎡で作業小屋及び庭の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は16、17ページです。この案件は既</p>

発信者	議 事 録 要 旨
農林振興課	<p>に作業小屋及び庭がしてある案件であり追認で処理させていただきます。</p> <p>次に整理番号4番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は98㎡で宅地の拡張の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は18、19ページです。この案件は既に宅地の拡張がしてある案件であり追認で処理させていただきます。</p> <p>次に整理番号5番、事業計画者は□□□□、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は38㎡の内12㎡で合併処理浄化槽の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は20、21ページです。</p> <p>次に整理番号6番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は1,076㎡内10㎡で墓地の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は22ページです。</p> <p>次に整理番号7番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は田、面積は316㎡の内67㎡で進入路の案件です。1種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は23、24ページです。現在、隣接地に居宅を建設中であるため、申請地に進入路を設置する案件です。</p> <p>次に整理番号8番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は317㎡内10㎡で墓地の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は25ページです。</p> <p>次に整理番号9番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は田、面積は1,491㎡の内156㎡で車庫の案件です。1種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は26、27ページです。</p> <p>次に整理番号10番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は1,186㎡の内10㎡で墓地の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は28ページです。</p> <p>次に整理番号11番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は田、面積は486㎡で個人住宅及び車庫の案件です。1種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は29、30ページです。この案件は、家族が増え住宅と車庫を建築する案件です。</p> <p>次に整理番号12番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は田、面積は120㎡で墓地の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は31、32ページです。この案件は、家族が増え住宅と車庫を建築する案件です。</p> <p>次に整理番号13番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は536㎡の内400㎡でソーラーパネル設置の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は33、34ページです。</p> <p>続きまして加茂町ですが、資料40ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は2,024㎡の内953㎡で進入路の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は43、44ページです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
農林振興課	<p>次に整理番号2番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は田、面積は662㎡で個人住宅・駐車場の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は45、46ページです。この案件は、家族と同居を考えていたが現在の家では狭いため、申請地に個人住宅及び駐車場を建てる案件です。</p> <p>次に整理番号3番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は田、面積は1141㎡の内20㎡で墓地及び管理地の案件です。1種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は47、48ページです。</p> <p>続きまして木次町ですが、資料54ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は2,070㎡の内10㎡で墓地の案件です。2種農地で○○委員さんに確認をいただいております。図面は60ページです。</p> <p>整理番号2番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は247㎡の内10㎡で墓地の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は61ページです。</p> <p>整理番号3番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、△△-△、地目は田、面積は49㎡、23㎡で進入路及び庭の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は62、63ページです。</p> <p>整理番号4番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は1,409㎡で植林の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は64、65ページです。この案件は、山林と隣接しており、既に申請地に植林をした案件であり追認で処理させていただきます。</p> <p>整理番号5番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は田、面積は1,463㎡で駐車場及び資材置場の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は66、67ページです。申請地は、自社の近くで利便性が良いため、駐車場及び資材置場を設置する案件である。</p> <p>整理番号6番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は387㎡の内10㎡で墓地の案件です。1種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は68ページです。</p> <p>整理番号7番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は519㎡の内10㎡で墓地の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は69ページです。</p> <p>整理番号8番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は田、面積は1,534㎡で福祉施設の案件です。1種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は70、71ページです。申請地に障がい児の生活機能向上に必要な指導及び訓練を専門的に行う施設を新築したい。</p> <p>整理番号9番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は畑、面積は63㎡で駐車場の案件です。2種農地で○○委員に確認をいただいております。図面は72、73ページです。</p> <p>整理番号10番、事業計画者は□□□□さん、申請地は○○△△-△、地目は</p>

発信者	議 事 録 要 旨
農林振興課	<p>畑、面積は 118 m²で防火水槽及び進入路の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 74、75 ページです。</p> <p>整理番号 1 1 番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、地目は田、面積は 506 m²で進入路の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 76、77 ページです。</p> <p>整理番号 1 2 番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、△△-△、地目は畑、面積は 207 m²、226 m²で物置小屋及び庭の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 78、79 ページです。</p> <p>整理番号 1 3 番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、地目は畑、面積は 64 m²で駐車場の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 80、81 ページです。家族が増えたため、申請地に駐車場を設置する案件です。続きまして三刀屋町ですが、資料 8 7 ページからご覧ください。</p> <p>整理番号 1 番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、地目は田、面積は 373 m²の内 23 m²で墓地及び管理地の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 92、93 ページです。</p> <p>次に整理番号 2 番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、△△-△、△△-△、△△-△、地目は田、田、畑、畑、面積は 1,772 m²、2,660 m²、1,391 m²、1,011 m²で植林の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 94、95 ページです。現在、大田市に移住しているため申請地の管理が難しいことから植林を行う案件です。</p> <p>次に整理番号 3 番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、地目は畑、面積は 350 m²の内 10 m²で墓地の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 96 ページです。</p> <p>次に整理番号 4 番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、地目は畑、面積は 187 m²の内 10 m²で墓地の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 97 ページです。</p> <p>次に整理番号 5 番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、地目は田、面積は 752 m²の内 125 m²で墓地管理地及び駐車場の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 98、99 ページです。</p> <p>次に整理番号 6 番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、地目は畑、面積は 408 m²の内 10 m²で墓地の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 100 ページです。</p> <p>次に整理番号 7 番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、地目は畑、面積は 859 m²の内 15.25 m²で墓地及び管理地の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 101、102 ページです。</p> <p>次に整理番号 8 番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、地目は田、面積は 34 m²で公衆用道路及び水路の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 103、104 ページです。</p> <p>次に整理番号 9 番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、△△-△、</p>

発信者	議 事 録 要 旨
農林振興課	<p>地目は田、面積は 4.22 m²、10 m²で公衆用道路及び水路の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 105、106 ページです。</p> <p>次に整理番号 10 番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、地目は畑、面積は 68 m²で車庫の案件です。1種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 107、108 ページです。</p> <p>次に整理番号 11 番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、地目は田、面積は 331 m²で駐車場の案件です。1種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 109、110 ページです。現在は、駐車場がなく不便な為、申請地に駐車場を設けたい。</p> <p>続きまして吉田町ですが、資料 116 ページをご覧ください。</p> <p>整理番号 1 番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、地目は田、面積は 713 m²の内 10 m²で墓地の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 119 ページです。</p> <p>次に整理番号 2 番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、地目は畑、面積は 510 m²で個人住宅、倉庫及び駐車場の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 120、121 ページです。この案件は、申請地は、家族が増え自宅が狭くなったため住宅、倉庫及び駐車場を設置する案件です。</p> <p>続きまして掛合町ですが、資料 127 ページをご覧ください。</p> <p>整理番号 1 番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、地目は畑、面積は 924 m²の内 25 m²で墓地及び管理地の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 131、132 ページです。</p> <p>次に整理番号 2 番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、地目は田、面積は 1,722 m²の内 10 m²で墓地の案件です。2種農地で石〇〇委員に確認をいただいております。図面は 133 ページです。</p> <p>次に整理番号 3 番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、地目は田、面積は 143 m²の内 10 m²、133 m²で墓地及び管理地・駐車場の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 134、135 ページです。</p> <p>次に整理番号 4 番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、地目は田、面積は 317 m²の内 9 m²で墓地の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 136 ページです。</p> <p>次に整理番号 5 番、事業計画者は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、地目は田、面積は 530 m²の内 10 m²で墓地の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 137 ページです。</p> <p>次に整理番号 6 番、事業計画は□□□□さん、申請地は〇〇△△-△、△△-△、△△-△、△△-△、△△-△、地目は田、面積は 268 m²、1,166 m²、45 m²、425 m²、379 m²で植林の案件です。2種農地で〇〇委員に確認をいただいております。図面は 138、139 ページです。現在、松江市に移住しているため申請地の管理が難しいことから植林を行う案件です。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	先ほど農林振興課より説明をいただきましたが、質疑がございますか。
2 2 番	2 2 番渡部です。植林が何件かあり気になりましたが、何か制約的なものがありますか。
農林振興課	制約的なものはございませんけど、昔転作をしておられ大きくなった分につきましては、事後追認処理でさせていただいております。今回の場合も植林をする場合は転用が必要だということになりまして、農振農用地区域から外し、その後転用申請していただくこととなります。今回出てきている2件の植林の案件は、森林組合から国の補助金を活用する計画があると聞いておりまして、まず農振農用地区域から除外をされるということです。
2 2 番	あんまり真ん中にされると、道路や水路の関係で困ることもありますが、調べておかないといけないということでしょうか。
農林振興課	5要件というのがありまして、必ず周辺農地への支障がないか判断しております。周辺が山林に近いこともありまして、支障がないと判断しております。
1 5 番	1 5 番青木です。この除外申請の段階で 1,000 m ² 以上の確認者は一人でいいですか。
農林振興課	除外申請では確認者の決まりはありません。転用申請になってきますと 1,000 m ² 以上二人ということになると思います。
議 長	他に質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論なしと認めます。
議 長	お諮りいたします。 「議第62号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」は、提案のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。

発信者	議 事 録 要 旨
	(無しの声あり)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第62号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について」は、提案のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会いたします。</p>
事務局	<p>ご起立下さい。</p> <p>一同ご礼。</p> <p>ご着席願います。</p>
事務局	<p>次にその他事項に入ります。</p> <p>【その他事項】</p> <p>(1) 平成27年度雲南市農業振興施策に関する建議書の回答について</p> <p>(2) 農地の利用状況調査結果報告について</p> <p>(3) 平成26年度農業委員会活動の点検・評価及び平成27年度活動計画について</p> <p>(4) 利用権設定の終期通知について</p> <p>(5) 平成26年度農業委員活動記録カードの提出について</p> <p>(6) 農用地利用配分計画（農地中間管理機構借受分）の認可について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____